第 5061 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2014年)平成26年 9月 4日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 従業員に対する報奨金

Ｑ：会社の営業成績向上策として報奨金制度を設けようと思っています。この報奨金は税務上、どのように取り扱われますか？

Ａ：原則として、給与として取り扱われます。

【解説】

会社が、販売成績を伸ばすため、従業員各人に販売目標を設定させ、これを達成した従業員について報奨金を出すといったことはよく行われていますが、こうした報奨金は、雇用契約に基づく労務の対価として成績優秀者に支給されるものですから、給与として取り扱われることとなります。また、報奨金の代わりに旅行に招待するという場合には、成績優秀な特定の従業員を旅行に招待する費用ですから、交際費等に該当すると思われるかもわかりませんが、従業員の場合は、雇用関係に基づく労務の対価として旅行に招待するわけですから、交際費等にはならず、給与として取り扱われます。

また、会社によっては、営業所等の単位ごとに目標額を設定して、営業所等がその目標額を達成したときは、その営業所等に報奨金を支出するというケースもあります。

このような場合には、その営業所等がその報奨金を費用化したときに、その内容に応じた取扱いがなされます。

（例）

①営業所全員参加の慰安旅行や会食の費用として支出したとき・・・福利厚生費

②営業所の従業員間で分配したとき・・給与